

自治体キャラバン陳情回答

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

① 介護保険料について

ア. 2009年度の保険料は引き下げてください。

イ. 低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

(回答)

現在の保険料設定は、介護保険法に基づく6段階方式にて行っています。この6段階は、前年度の所得により決定しておりますので低所得者への配慮はなされていると考えております。

なお、2009年度の介護保険料は、現在策定中の第4期介護保険事業計画に基づいて適正な保険料を決定していきます。

② 利用料について

ア. 低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。

(回答)

今のところ、町単独で減免を行うことは考えておりません。

③ 要支援、要介護1の軽度の認定者に対し、訪問介護、福祉用具など必要なサービスを制限無く利用できるようにしてください。とくに、同居家族がいる場合の生活援助や院内介助などの利用を一律に制限しないでください。

(回答)

介護サービスについては、ケアマネジャーが利用者ご本人の身体の状態を判断し、必要であると判断した場合は、軽度者の方であっても適切なケアマネジメントにより利用することは可能です。

④ 特別養護老人ホームの建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてが利用できるようにしてください。

(回答)

施設については、海部津島圏域の数量規制等があります。また、年々介護サービス事業も増加していますが、本町は町営にてデイサービスを行っており、今後の状況を見守っていきたいと考えております。

- ⑤ 介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件及び研修について、財政的な支援をしてください。

(回答)

現在のところ、そういったことについては考えておりません。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

- ① 配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食（ふれあい）方式も含め実施してください。

(回答)

配食サービスについては、平日、デイサービス等を利用していることなどにより不在者が多いため、当面は現状どおり週1回（土曜日の昼食）で実施していきます。

また、ひとり暮らしの方々を対象とした「ふれあい交流会」については、毎月1回（第4水曜日）実施しています。

- ② 高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策一般財源で実施してください。

ア. 敬老パスや地域巡回バスなどの外出支援

イ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

(回答)

財政状況の厳しい中、行財政改革の一環として福祉施策の見直しについても現在取り組んでいるところであります。

現段階では、福祉巡回バスを利用し、既存の施設（総合福祉センター、老人福祉センター、スポーツセンター等）、を活用していただきたいと考えております。

(3) 障がい者控除の認定について

- ①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。
②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

(回答)

介護保険の要介護認定者は、介護の手間のかかり具合によって要介護度が決められております。要介護度と障害の程度とは異なる尺度であり、要介護度をもって一律に障害者に準ずる者と判断するのではなく、個別に障害の程度を判断する必要があると考えているため、今のところすべての要介護認定者を「障害者控除」の対象とする考えはありません。

2. 高齢者医療の充実について

- ① 福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度については、ひとり暮らし非課税者を対象とするとともに、70歳からの高齢者についても、対象に加えてください。

（回答）

平成20年8月以降も75歳以上のひとり暮らし非課税者を対象としています。70歳に引き下げる考えはありません。

- ② 後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

（回答）

現在、広域連合において議論されています。その結果を踏まえたいと思います。

- ③ 後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

（回答）

県の補助対象外となり、財源の問題もあり、適用は考えていません。

- ④ 人間ドック、温泉など保養施設、文化・スポーツ施設の補助制度・利用割引など国保加入者への保健・福祉施策事業については、後期高齢者にも適用してください。

（回答）

国保では、30歳以上の国保加入者に対して人間ドックを実施しています。受益者負担の観点からも国保加入者以外の方の適用は考えていません。

3. 子育て支援について

- ① 中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付（窓口無料）で実施してください。

（回答）

現在は、県の制度のとおり実施しています。平成21年4月から拡大予定ですがどこまで拡大するのか、また給付の仕方を含めて現在検討中です。

- ② 妊産婦の無料健診制度は、産前は14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。

（回答）

平成20年度から3回分増やし、5回としました。14回以上に増やすことと、産後1回以上の実施は、財政上困難であります。

4. 国保の改善について

① 保険料（税）について

ア、これまで以上に一般会計からの繰り入れを行い、保険料（税）の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

(回答)

国保税の税率については、保険税の性質上、給付と負担のバランスを考慮し、保険事業の安定化を図るため、必要に応じて税率の改正を行っています。

一般会計からの繰り入れは毎年実施しており、町財源の許す限りの繰り入れをしています。

減免規定について、従前は災害減免のみを規定していましたが、平成20年度の規則を大幅に改正しました。(著しい収入の規制について規定を追加しました)

イ、就学前の子供については、均等割の対象としないでください。

(回答)

財源の問題もあり考えていません。

ウ、前年所得が、生活保護基準の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。

(回答)

財源の問題もあり考えていません。

エ、所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

(回答)

今年度、減免規定の見直しを実施しましたが、財源面からもこのような要件は考えていません。

② 保険料（税）滞納者への対応について

ア、資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、義務教育修了前の子供のいる世帯、母子家庭や障害者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。

(回答)

今まで資格証明書を発行したことはありません。資格証明書は、最後の手段として考えています。短期保険証を交付し滞納者とできるだけ面談をする機会を多く持ち納税を促しています。今後もこの方針でいく予定です。

イ、保険料（税）を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料（税）の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

(回答)

短期保険証を交付する際に面談を行うので、当然、生活実態の把握に努めています。それで減免規定の適用ができれば減免を行います。また、当町では「弁護士による多重債務相談」を実施していますので、該当する希望者には周知をしています。

差し押さえ等については、分納などに応じない悪質滞納者に対して行っていく方針です。

③ 65～74歳の保険料（税）の年金天引きは、行わないでください。

(回答)

年金天引きの要件にあてはまる方については、年金天引きを実施しています。先般の見直しで、変更の要件を満たす方から申し出があれば、口座振替の方法で納税することもできるようになりました。該当者に周知しているところであります。

④ 一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。

(回答)

今年度、要綱を規定しました。

(国民健康保険一部負担金の免除、減額及び徴収猶予に関する取扱要綱)

基準生活費の110%以下の世帯	一部負担金	免除
基準生活費の110%を越え120%以下の世帯	一部負担金	1/2免除
基準生活費の120%を超え130%以下の世帯	一部負担金	徴収猶予

としている。

5. 障がい者施策の充実について

① 通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にある資産要件を撤廃してください。

(回答)

負担軽減措置に係る資産要件等については、国から示されたものであり、本町もこれに倣っているため、今のところ資産要件撤廃は考えておりません。

② 補装具の利用料負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動センターの各利用料を総合した負担軽減策を講じてください。

(回答)

今のところ、総合的な利用料負担軽減は、考えておりません。

- ③ 第2期障害福祉計画の策定にあたって、地域の障害者・家族、居宅介護事業者・施設関係者等の実状を十分に聴くとともに、実態にあった住民参加の計画づくりにしてください。

(回答)

第2期障害福祉計画策定にあたっては、障害者等にアンケートを行いました。今後は、アンケートの結果を踏まえて策定委員会において検討していきたいと考えております。

※アンケート対象者

障害者（身体1～3級、知的…A、B、精神…1、2級）および一般分を抽出とし、合計で約1,000人にアンケートを行った。

6. 健診事業について

- ① 特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

(回答)

特定健診事業について、今年度は自己負担をお願いして、現在進行形で事業を行っているところであります。来年度については、今年度の事業をある程度検証したうえで計画していきたいと考えています。来年度については、医師会との調整も進んでおらず、まだ何も決まっていません。

歯周疾患検診については、無料です。

がん検診については、有料となっております。来年度以降も有料となる予定であります。これは、国庫補助金等が見込めないことと、受診者が多く、個別での医療機関でも実施しているため、検診委託料も高く財政的にも負担が大きいため、無料での実施は大変難しいです。

実施期間は、集団の場合、保健センターは他の検診とか予防接種等多くの事業があるため、通年での実施は、不可能であります。個別の医療機関の場合も医師会の考え方として、インフルエンザ等の予防接種があるため、実施期間をずらしてほしい意向があり不可能であります。がん検診は個別医療機関委託方式でも実施しております。

- ② 歯周疾患検診については、年1回無料で受けられるようにしてください。少なくとも40・50・60・70歳の検診は必ず実施してください。

(回答)

年1回実施しております。15歳以上全員を対象としております。

7. 地方税の徴収について

- ① 地方税の年金天引きを行わないでください。

(回答)

法令を遵守します。

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書答弁要旨

保健センター

問 3 子育て支援について

- ② 妊産婦の無料健診制度は、産前は14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。

答 ② 平成20年度から3回分増やし、5回としました。14回以上に増やすことと産後1回以上の実施は、財政上難しい。

問 6 健診事業について

- ① 特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をとも実施してください。

答 ① 歯周疾患検診については、無料です。

がん検診については、有料となっています。来年度以降も有料となる予定。これは、国庫補助金等がつかないことと、受診者が多く、個別での医療機関でも実施しているため、検診委託料も高く財政的にも負担が大きいため、無料での実施は、大変難しい。

実施期間は、集団の場合、保健センターは他の検診とか予防接種等多くの事業があるため、通年での実施は、不可能であります。個別の医療機関の場合も医師会の考え方として、インフルエンザ等の予防接種があるため、実施期間をずらしてほしい意向があり不可能であります。がん検診は個別医療機関委託方式でも実施しております。

参 考 (平成20年度) 委託料 1件当たり

胃がん	16,920円
肺がん XP+喀痰	10,200円
大腸がん	4,330円
子宮がん 頸部+体部	10,630円
乳がん 視触診+マンモ	9,530円
前立腺 単独	6,400円

問 6 健診事業について

- ② 歯周疾患検診については、年1回無料で受けられるようにしてください。少なくとも40・50・60・70歳の検診は必ず実施してください。

答 ② 年1回実施しております。15歳以上全員を対象としております。